

## 第71回産業統計部会議事録

1 日 時：平成 29 年 12 月 27 日（水） 9 時 55 分～12 時 10 分

2 場 所：総務省第 2 庁舎 6 階特別会議室

3 出席者

【委 員】

川崎 茂（部会長）、河井 啓希、西郷 浩

【専門委員】

三木 奈都子（国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所経営経済研究センター主幹研究員）

【審議協力者（有識者）】

若林 満（全国漁業協同組合連合会漁政部部長）

【審議協力者】

財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、千葉県、静岡県

【調査実施者】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室：宮川室長 ほか  
農林水産省大臣官房統計部統計企画管理官室：川名管理官補佐

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、永島次長

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、佐藤調査官ほか

4 議 題 漁業センサスの変更について

5 議事録

○川崎部会長 それでは、定刻より 7 分早いですが、せっかくお集まりいただきましたので、ただ今から第71回産業統計部会を開催させていただきます。

委員、専門委員の皆様、また、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中御出席いただき、ありがとうございます。この部会の部会長を務めさせていただきます、日本大学の川崎と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、12月19日に開催されました第117回統計委員会におきまして総務大臣から諮問されました漁業センサスの変更について審議を行います。部会の構成につきましては、資料 4-1 として名簿が配布されております。この部会の経常的なメンバーでおられます河井委員、西郷委員に加えまして、専門委員として、国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所の三木主幹研究員に、また、審議協力者として、全国漁業協同組合連合会漁

政部の若林部長に参加いただいております。

それでは、三木主幹研究員から一言御挨拶をお願いします。

○三木専門委員 国立研究開発法人水産研究・教育機構中央水産研究所経営経済研究センターの主幹研究員の三木です。どうかよろしく願いいたします。

○川崎部会長 それでは続きまして、若林部長から、お願いいたします。

○若林審議協力者 おはようございます。漁業団体の全国漁業協同組合連合会の若林です。本日はどうぞよろしく願いいたします。

○川崎部会長 ありがとうございます。お二方には専門的な見地から積極的に御発言いただくよう、よろしく願いいたします。また、この調査は、一部、都道府県を經由して実施しておりまして、また、調査結果の利用者という立場も含めまして、オブザーバーとして、千葉県及び静岡県にも御参加いただいております。お気付きの点について御発言いただきたいと思っております。

それでは、最初に、本日の配布資料につきまして、事務局から確認をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○小日向総務省政策統括官（統計基準担当）付副統計審査官 それでは、資料の御確認をお願いします。本日の配布資料につきましては、資料1としまして統計委員会諮問資料、資料2としまして統計委員会諮問資料の参考、審議関連資料としまして、資料3-1 審査メモ、資料3-2 審査メモで示しました論点に対する調査実施者の回答、その他としまして、資料4-1 部会の構成員名簿、資料4-2 部会の開催日程をお配りしております。

資料の不足等ありましたら、お申し出ください。

○川崎部会長 ありがとうございます。資料はよろしいでしょうか。

それでは、審議に先立ちまして、私から3点ほど申し上げたいと思っております。

1点目は、部会審議の進め方についてです。これにつきましては、審議はこれまでと同様に、資料3-1の審査メモに沿って事務局から審査状況と論点を説明していただいた後、論点に対する回答について、調査実施者から説明いただき、それに対して質疑を行うという方法で進めたいと思っております。

それから2点目ですが、資料4-2でお示ししております審議スケジュールについてです。今回の部会審議につきましては、本日と年明けの1月29日の計2回を予定しております。次回の部会で一通りの審議が終了し、首尾よく答申案の整理の方向性が得られた場合には、答申案については、後日メールにより皆様にお示しして、書面決議により決定したいと考えております。それから、予備日を念のため2月16日に設けております。また、1月18日に統計委員会が開催されますけれども、本日の部会審議の結果につきましては、そこで中間報告をしまして、その後、2月又は3月に開催予定の統計委員会に答申案をお諮りするという予定で考えています。

最後に3点目ですけれども、本日の部会は12時までを予定しております。ただ、審議の状況によりましては、予定時間を若干過ぎる可能性もあるかと思っております。そのような場合には、既に御予定がある方におかれましては、御退席いただいて結構です。

それでは、審議に入りたいと思っております。通常ですと、最初に事務局から諮問の概要につ

いて御説明いただくのが恒例となっておりますが、各委員、専門委員、審議協力者の皆様には、既に事務局から個別に御説明いただいているということですので、諮問の概要そのものについての説明はここでは割愛させていただきたいと思っております。そして、詳細な議論につきましても個別事項の審議の中で行いたいと思っておりますが、この段階で、もし何か審議の進め方等について御質問、御確認等がありましたらお願いしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、これから個別の論点の審議に入ることといたします。まず、資料3-1の審査メモに沿って事務局から説明をお願いします。ただ、御存じのとおり、漁業センサスは非常に調査の対象、調査票が多岐にわたる複雑なものですので、この審査メモもかなり大部となっております。今のところの目安としては、この資料の中の多分22ページから25ページぐらいのところまでを今回第1回目で審議して、その後の部分は次回の部会に回ることになるのではないかと思いますので、一応それぐらいの目安を目標に、本日の審議を進めていきたいと思っております。

それでは早速、事務局から御説明をお願いしたいと思います。それでは、よろしく願いいたします。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** 始めに、審査メモ1ページ「(1) 調査対象の範囲の変更」についてです。

今回の変更計画では、漁業管理組織調査票及び海面漁業地域調査票の一部の調査事項について、行政記録情報等により把握可能であること、また、ともに漁業協同組合を報告者とするものであることから、行政記録情報等により把握可能な調査事項を削除した上で、漁業管理組織調査票を海面漁業地域調査票に統合・再編いたしまして、調査対象範囲から漁業管理組織、つまり、漁業協同組合の部会・支部ですが、これを削除することとしております。

これにつきましては、調査の簡素化、効率化とともに、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますけれども、調査票の統合・再編に伴う支障の有無の確認など、5つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。この資料の下の方に論点が5つ書かれておりまして、このようなところが議論のポイントと思っております。

それでは、これにつきまして、農林水産省から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 農林水産省センサス統計室長の宮川です。よろしくお申し上げます。私から、資料3-2に基づきまして回答させていただきたいと思っております。

冒頭から大変恐縮ですが、説明の都合上、回答の4ページをお開き願えますでしょうか。ここに論点4の回答が記載されています。変更前後の調査体系図を御提示くださいということですが、左側が従来の体系である2つの調査です。これを統合・再編しまして、右側の新たな海面漁業地域調査を実施するというものです。

今回の海面漁業地域調査では、浜の再生に向けた地域の取組をしっかりと把握することを狙いとしております。このために、Ⅰ番にありますように、資源管理・漁場改善の取組を把握しまして、Ⅱ番にありますように、地域の維持や活性化に向けまして、漁業地区の住民がどのような会合や集会を持っているかを把握する項目を新設いたします。さらに、Ⅲ番にありますように、地域の活性化に向けた取組を把握するということです。

一方で、調査のスリム化に向けまして、政策ニーズが比較的低くなった事項については削除したいと考えております。例えば、一番上ですが、漁業権の放棄面積及び放棄の理由が該当いたします。

恐縮ですが、1ページに戻っていただけますでしょうか。論点1についてです。今ほど削除と申しあげました漁業権放棄の面積に係る項目の設定の経緯です。この項目は、昭和58年の調査から、埋立てなどによる沿岸漁場の喪失状況を調査するために設定した項目です。これは漁場環境の保全の施策に活用されているということです。

回答の2ページを御覧ください。漁業権の放棄状況に関するデータの推移です。下のグラフを御覧ください。漁業権の放棄面積ですが、昭和56年の6,900万平米をピークに変動しつつも減少しております。近年は低水準で推移しているということです。それから、漁業権放棄の主な原因ですが、いずれも港湾・漁港の建設ということです。

その下の2番ですが、漁業権の放棄につきまして、都道府県はどんな情報を持っているのかということです。漁業権は都道府県知事が漁業協同組合に免許を与える仕組みとなっております。したがって、各都道府県は漁業権に関する区画数などの情報を一元的に保有しています。

3つ目です。都道府県が保有する情報と本調査との差異についてということですが、漁業協同組合が漁業権を放棄する場合、原因を付して都道府県に申請する仕組みのため、都道府県は漁業協同組合と同じ情報を有しております。このように、差異は基本的にはないと考えています。

最後に、代替可能と判断した理由です。上のグラフのとおり、近年、漁業権の放棄面積は極めて少ないこと、それから、行政のニーズが低下して来ていること、さらには行政上必要が生じた場合には都道府県から把握するという意向を水産庁が示しています。このようなことが代替の理由ということです。

続きまして、回答の3ページを御覧ください。上に論点がありますが、2つの計画の内容と、新旧の調査票の事項の関係です。総じて申し上げますと、1番に記載しています。今回の調査は、従来の項目も踏まえつつ、特に重要なものを設定しています。資源管理計画又は漁場改善計画の記載内容に即して記入できるものと考えております。このように判断した背景として、下に4つの関係を示しながら表にしています。

それから、表の下の回答2ですが、2つの計画と調査との把握時点の違いという論点です。漁業センサスでは11月1日現在で把握しておりますが、2つの計画につきましては計画の策定あるいは変更の都度、都道府県に提出されることから、都道府県では常に最新の計画内容を把握しているということになります。

さらに、回答3では、従来の調査と新たな海面漁業地域調査との定義の違いという論点

です。前回の調査では、①から④に示した内容、これを全て満たすものを漁業管理組織と定義いたしまして、この組織を調査の対象としてまいりました。一方で、新たな海面漁業地域調査ですが、地域、つまり漁業地区ごとの資源管理の取組を計画の内容に基づきながら把握するという考え方に変えていこうと思っております。

続きまして、回答の6ページを御覧ください。論点の5についてです。これまで約1,000の漁業協同組合と約1,700の漁業管理組織を対象に、それぞれ調査を行っていたわけです。今回、新たな調査では、950の漁業協同組合の本部に対して調査を実施いたします。こうした中、適切に負担なく回答いただけるのかということが論点とされています。

回答ですが、新たな調査では950か所の漁業協同組合の本所あるいは本部に対して調査票の記入を依頼させていただきます。ただし、漁業協同組合の中、いわゆる内部組織である支所を有する組合は、本部を通じて支所において記入していただくようお願いすることになります。なお、各漁業協同組合の支所については、その地区の2つの計画、漁業資源管理計画あるいは漁場改善計画を取りまとめていますし、地域の実情は十分に熟知しています。そういったことで、漁業地区ごと、2,182地区ありますが、この数だけ調査票を正確に記入いただけると考えている次第です。

当方からの説明は以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。それでは、以上の説明について何か御質問、御意見等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

お考えになっている間に、私から1点お尋ねしてみたいと思います。変更の趣旨というのはよく分かりますし、このような方向で恐らくいいのだろーと思っておりますが、念のため確認させていただけたらと思います。海面漁業地域調査の調査票というのは、エリアを対象とするわけですが、例えば、隣り合った漁場同士で重なることがあるのかどうか。もし、これが重なった場合には何か問題があるのか疑問としてあります。これはよく、他の統計であることですが、ダブルカウントしてはいけないというのが原則であるので、そういう意味で、地域を調査するというのは余り他に例がないものですから、エリアの重なりがここで統計上問題になるのかどうか、念のためお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** ありがとうございます。漁業協同組合の地域、地区ごとに調査の対象とするのですが、これは漁業協同組合の範囲が定款で決められていますので、基本的に重複はありません。ただし、実は漁業協同組合も統廃合が進んでおまして、今、2003年を基準にして地区を設定しています。重複のない形で設定しています。ただ今申し上げたように、漁業協同組合が統廃合していますので、その場合については、申し訳ないのですが、漁業協同組合の支所には調査票を2枚とか3枚書いていただく場合もございます。ただし、地区の重複はありません。

**○川崎部会長** なるほど、分かりました。ありがとうございます。

他に何かありますでしょうか。

どうぞ。

**○河井委員** 関連して、今、川崎部会長は重複の話をされたのですが、逆に漏れる可能性はないのでしょうか。一元的にお送りするとなると、各地域の支所みたいなところの情報

が漏れてしまう可能性はないのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 漁業協同組合はしっかりした組織です。本部に対してしっかりお願いして、常に農林水産省も接触していますし、しっかり協力いただいて、しっかり地域を網羅して御協力いただけるものだと思います。

○河井委員 性善説に立つと、それでも構わないと思いますが。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 設定上の漏れはないです。設定上は、全部網羅する形で定款が決められています。

○河井委員 チェックの必要もないのでしょうか。例えば、前回の調査と比べて随分大きく減少しているのかというようなチェックとか、いろいろなチェックのやり方があると思いますが。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 基本的に漁業協同組合の地区数は2003年を基準として2,182に設定していますので、調査票がその数だけ集まってくれば、漏れなく把握ができていくということになります。これにより、結果的にチェックはできると考えております。

○河井委員 分かりました。

○川崎部会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

どうぞ、三木専門委員。

○三木専門委員 今、漏れという話があったのですが、調査対象にこれまでは漁業管理組織が入っていたものがなくなるということで、その部分、地区の範囲を超えるものが漏れてしまうのかなとは思ったのですが、その点に関しては御説明で、他の資料から把握して、全体像が見えるような形に水産庁ではできるということでしたので、少しそこは安心したところです。

今回、漁業協同組合の支所も含めてということであれば、ボトムアップ、地域ありきの資源管理の実態がよりよく分かると思っておりますが、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、そのように考えています。この調査のコンセプトは、地域で取り組んでいる資源管理の状況を平面的に捉えています。三木専門委員がおっしゃるように、恐らくTAC（漁獲可能量）だとか、沖合漁業だとか、遠洋漁業だとか、全体の漁業資源の管理をしている部分もちろんあるのですが、そういう部分については水産庁がしっかりデータを持っているので、その中で把握できると考えています。この調査では、地域がどういう取組を行っているか、地域の資源管理の取組がどういったものなのかということをはっきりと明らかにするという考え方です。

○三木専門委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 他にはいかがでしょうか。よろしいですか。

審議協力者の皆様も是非、何かお気づきのことがありましたら、お願いしたいと思います。他にはいかがでしょうか。

もし特にならなければ、この調査対象範囲の変更、そして調査票の統合・再編につ

きましては、一応御了承いただいたというように、ここでは整理させていただこうかと思  
います。もし何か後でお気付きのことがあったら、また後ほど戻っていただいても結構で  
すが、ひとまずこの点はそのように整理させていただきたいと思ます。

それでは、次の項目に進ませていただきたいと思います。次は、報告を求める事項の変  
更になります。これは項目ごとに順番に進めてまいりたいと思ますが、最初に海面漁業  
調査票の変更についてです。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 それでは、審査メモ2ページ海面漁  
業地域調査票の統合・再編後の調査票の変更についてです。ただ今審議いたしました関係  
の変更事項ですけれども、漁業地区における活動実態を把握する調査事項の追加について  
説明したいと思います。

今回の変更計画では、過去1年間におきまして漁業協同組合の本所・支所が関係する会  
合・集会等の開催状況や、当該漁業地区における活動状況を把握する調査事項を追加する  
こととしております。これらにつきましては、政策ニーズに即したデータの把握を行うも  
のであることから、おおむね適当と考えられますけれども、利活用の観点から、必要かつ  
十分なものとなっているかといった確認など、3つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは早速、農林水産省から説明をお願いします。  
す。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 回答申し上げます。

今、説明いただきました審査メモ3ページの中段にある1から3の論点ですが、これは  
調査票で申し上げますと、審査メモ2ページの枠内に整理している部分です。回答につ  
きましては、恐縮ですが、7ページを御覧ください。ここに論点が記載してありますが、各  
調査事項の選択肢の考え方やニーズ、論点の2と致しまして、その出現頻度、それから、  
論点3と致しまして、選択肢は必要かつ十分なものなのかということです。

1番を御覧ください。新規項目の選択肢ですが、新たな水産基本計画などの行政ニーズ  
に即して設定しています。いずれも地域における重要課題として取り上げられたり、活  
性化に向けて取り組まれたりしている内容と見込んでおります。

(1)の表ですが、今の審査メモ2ページにあります調査項目、会合・集会等の議題の  
選択肢を表側に置きまして、更に、このページの一番上にも記載していますが、論点の1、  
2、この辺を表頭にいたしまして整理したということです。例えば、①から④の選択肢で  
すが、設定の考え方と致しましては、漁業権の取扱いの現場認識を把握するためのもの  
であると、それから、主な利活用としては、企業参入などの施策の検討に活用を見込んで  
いますということです。さらに、右端ですが、選択肢を設けたのは良いけれども、出現頻  
度はどの程度あるのかということについてですが、これは組合員の合意の下に進める課  
題であるため、このような課題は一定の出現があるだろうと考えているところです。そ  
の下の表側の⑤から⑦、あるいは、次のページの「(2)の活性化の取組」の表も同じよう  
に整理しているということです。

この表の下、2番ですが、以上のように、今回の選択肢は今後の行政施策の推進に必要なものを漏れなく設定することを考えて項目を設定しています。

当方からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、これまでの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ、若林部長。

○若林審議協力者 発言の機会をいただきまして、ありがとうございます。漁業者の立場に立って調査票をいろいろ見させていただいております。水産基本計画が作られまして、浜にとって向かうべき道が示されて、今、これからの取組が大変重要なことになろうかと思っています。そういう中での調査ですので、私どもも浜に対して、この調査票をしっかりと認識させていただいて、先ほどお話ありましたように回答の漏れがないように、指導はしっかりしていきたいと思っております。

そういう中で1点、漁業者の実感として少し気になっているところがあります。漁業地区の会合・集会の開催状況についてですが、漁業者の集会で漁業権のことについていろいろ話す機会はたびたびあります。ですから、回答する側としては、漁業権の変更については、ずっと頭に入っていくのですが、企業参入というのがいきなり出てきますと、何のことだろうかと思う方もいらっしゃると思います。

浜では、企業との取組はもう既に古くから実施していて、まぐろの養殖も含めて企業との取組は活発に行っているのです。今回、基本計画の中で、今後も企業との取組を活性化していく、特に企業が持っている人・物・金・技術・ノウハウ、こういうものもしっかり浜は活用して、今までやっていないところもしっかり取り組んでいこうということでスタートしているのですが、いきなり企業参入と出てくると、少し頭にずっと入っていかないのではないかというところがあります。特に、括弧書きで「漁業権の問題を含む」と記載してあるので、更に何のことだろうかとなります。

正確に言いますと、多分、農林水産省が聞きたいのは、漁業権を管理している中で、企業の参入についてどういう話し合いがされていて、どういう取組がされていて、どういう今後の方向を議論しているのかということをお聞きになりたいのだと思っております。ですから、あまりここを括弧書きまで付けて縛りますと、回答する側としては、これは私には関係ないということになりかねませんので、ここはやはり「企業参入」とか、「企業の参入について」とか、「企業の参入とその取組について」とか、答える側に分かりやすいような選択肢にさせていただいた方が適当なのではないかと思っております。少なくとも、この括弧の「漁業権の問題を含む」と書きますと、問題といった瞬間に、問題が起きているという認識のところとないところとありますので、あまり狭めて聞かれない方が良くと思います。是非ここは見直していただきたいと思っております。

○川崎部会長 ありがとうございます。この項目がそういうことであるということで、今のお話を伺いながら、私なりにふと思ったのは、この並び順が受けとめられた方にどう思われるかということです。

○若林審議協力者 自然なのは、漁業権の変更が最初にあると、ずっと入っていくのかな

と思っております。

○川崎部会長 並びを含めてですね。という御意見ですが、農林水産省はいかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 どうもありがとうございます。ご意見の趣旨は非常によく分かりました。大変恐縮ですが、1回持ち帰って検討して、また御提示申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○若林審議協力者 部会長、すみません。

○川崎部会長 どうぞ、若林部長。

○若林審議協力者 この調査計画を企画する前段階で開催された研究会にも、私どもの役員が委員として参画させていただいておりました。そこでも、このことについては少し意見させていただいていた部分ですが、今日、再度改めてお願いしているところです。

○川崎部会長 それではその辺り、持ち帰って検討いただいて、次回、報告をお願いいたします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい。ありがとうございます。

○川崎部会長 他にはいかがでしょうか。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員

変更案と記載してある下の方ですけれども、関係する活動に丸をしてくださいというのがあるのですけれども、全部該当しないというケースもあり得るわけですよ。そのときに、何にも書いていないということが、該当する活動がなかったということなのか、それとも記入が忘れられてしまっているのかという区別ができない設計になっているのですよね。それが審査などのときに支障にならないかというのが質問です。

○川崎部会長 なるほど、「特になし」みたいなものが必要ではないかということでしょうか。

○西郷委員 はい。それで問題がないということであれば全然構わないのですけれども。

○川崎部会長 このような確認の御意見ですが、いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうですね、上の方は、「ある」、「なし」ということを先に聞きながらやっているのですが、下の方はそうっていない。ただ、これは、記載がない場合は、該当がないと理解するということかと思っています。

○西郷委員 上の場合は、「ある」というところに回答したからには、多分その次のところのどこかには必ず1つはマークが入ると。「その他」というのが入っているので、必ず記入が行われて、記入がない場合には記入漏れであると判断がすぐできるわけですよ。下の場合に、何にも記入がない場合に、審査の段階で支障にならないということであれば、全然問題ないのですけれども。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 これはほとんどが何らかの取組を行うだろうと思うのですが、調査の手法として、私ども農林水産省の組織

が調査票を回収して審査する形になりますので、この辺は厳密に審査できると思っておりますが、「ある」、「なし」を最初に把握するかどうかについては、少し検討させていただければありがたいと思います。

○川崎部会長 分かりました。これは調査票の設計でカバーするか、あるいは、これは恐らく件数として、そんなにもものすごく多いわけではないでしょうから、審査の段階で、もし空白だったら、もう1回尋ねるというアプローチもあるのかもしれませんが。そこら辺は検討の上で、次回回答をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

どうぞ、三木専門委員。

○三木専門委員 まず上の会合・集会等の開催状況を尋ねるところについてですけれども、左4つと右4つ、右の「その他」を除いて3つと言った方が良いですかね、その雰囲気は少し違うなという印象です。これは多分、農村の寄り合い的な要素と漁業協同組合の要素を、漁業協同組合により強い方が左に来ているのではないかなと思います。ただ、そうは言っても農業協同組合に比べると、多分漁業協同組合の方が地域により即した形でいろいろな活動、祭りなんかも主催でやっているなんていうのもよくある話なので、そこは分かるかなと思いつつながら、ただ、やはり左4つ、先ほども若林さんがおっしゃっていた、今の水産政策、水産基本計画で出てきたニーズのところはかなり強く意識されたものになっているように見えるのですが、そういうものなのか、お教えいただきたく存じます。

○川崎部会長 なるほど。いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 三木専門委員のおっしゃるとおりでして、今年の4月に水産基本計画という5年に1回の大きな計画を見直して作っております。さらに今、規制改革会議などでも漁業の問題を議論されているのですが、このような議題については、ほとんどそういう課題が重要なポイントでありまして、この辺を記載させてもらっているという考え方です。

○川崎部会長 よろしいですか。

○三木専門委員 はい。ありがとうございます。

○川崎部会長 今の御質問に少し触発されて、ふと思ったのですが、このⅢの活性化の取組にある6つの項目と、それから上の議題の方にある7つの項目、これは、何かの活動をされると、下の方の活動があるということは、多分会議でも議題になるだろうから、上の方のどこかには該当するのかなと考えるわけですが、そう考えていくと、割と、例えば、ごみの問題は自然環境なのかなとか、地域関係の行事というのは右の方の6次産業化とか、ここら辺からずっとイベントの開催で関係あるのかなと。そうすると、一番左の新規漁業就業者等の確保に当たるのが上の議題の方にはないような気がするのですが、これは特に気にしなくてもよろしいでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 新規漁業就業者等を確保する取組は、確かに、この活性化の問題としては重要な取組だと思うのですが、新規就労のためにあえて議題として会合を持ってやっているかどうかというのは、頻度はどれほどかというのはあるかもしれません。この辺は調査上の手引などでしっかり整理させ

てもらいながら、恐らく「その他」に入ると思うのですが、明確に区分しながら、誤解のないように整理していきたいと考えています。

○川崎部会長 分かりました。それでは、他にはいかがでしょうか。河井委員、お願いします。

○河井委員 例えば、中国漁船とかが、大量に採って行って漁業資源が減少しているとか、よくニュースとかで見たりするのですけれども、そういう漁業資源の減少について話し合うとか、共同で魚が育ちやすいような環境を作るみたいな話は「⑥自然環境の保全」に含まれるのですか、あるいは、「その他」になるのでしょうか。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 この調査票の段階では、「その他」に含まれると思います。

実は、この部分は新規項目で会合・集会の議題だけを聞いており、調査票の全体図を見ると分かるのですが、申し訳ありません、資料が膨大でお示しできないのですが（資料1の別添132頁を参照するよう川崎部会長より発言）、この前のページに資源管理に該当する調査項目がありまして、この中に資源管理にどのように取り組んでいるかを把握することになってまいりますので、地域においてその辺をしっかりと議論している、取り組んでいるというのは、この選択肢の中で把握できるということになってまいります。

○河井委員 分かりました。

○川崎部会長 そうすると、私なりの理解で申せば、調査票で言えば25ページにある資源管理の3項目、「漁獲（採捕・収穫）枠の設定」、「漁業資源の増殖」、「その他」というものがあり、こちらで把握できるということなので、会合・集会等で議題として取り上げられるとすれば、「その他」になるという扱いということでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、おっしゃるとおりです。ありがとうございます。

○川崎部会長 確かにこれは調査票の全体図を見ていくと、足していけば分かっていくという感じがしてきましたけれども、よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 すみません、1点、念のための確認ですが、この調査事項の追加分を見てみますと、上の方は「地元地区の行事（祭り・イベント等）」とかなり包括的な書き方がしてあって、下の方は「水産に関する伝統的な祭り・文化・芸術の保存」みたいに、割とイメージしやすいような感じで書いてある。この辺りの定義等が明確になっていないと、書く方によって、特に上の部分ですが、どこまでを地元地区の行事として書くのか。本来、農林水産省が漁業としての取組として把握したい部分にばらつきが出てしまって、集計しても結果が利用しにくくなるような可能性もあると思うのですが、その辺は記入の手引とかで具体的に明示するような形で、定義を明確にするということはある予定ですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、そのようにしていきたいと思います。ありがとうございます。上の方は、どちらかというと、議題なので、ふわっとしている感じはするのかもしれませんが。その辺はしっかり漁業協同組合に

も分かるように、記入の仕方などにも示しながら、実施したいと思います。

○川崎部会長 他にはいかがでしょうか。どうぞ。

○三木専門委員 非常に細かいところですが、活性化の取組の左から2つ目の「ごみ（漂着・漂流・海底）の清掃活動」とあるのですけれども、多分、量的に一番多いのは来客の放置ごみです。それで地区が苦慮しているというのが実態なので、それを含まないのとは何か意図があるのかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。これは含めないわけではありません。「等」を入れるとか少し工夫したいと思います。当然、活動としては、放置ごみ抜きには語れないと思います。

○川崎部会長 確かに例示も大事かもしれませんね。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

それでは、他に特になくようでしたら、この項目については、今、3点ばかり御意見をいただいたかと思えます。1つは企業参入という議題のところの項目について御検討いただくということ、もう一つはⅢの活性化の取組についての該当の有無の把握をどうするかということです。それについては、調査票に該当の有無を把握する項目を追加するか、あるいは、審査で対応するか。それから、ごみの清掃についてどのような記述を例として挙げるかということでしょうか。そういったところを御意見としていただいておりますが、それ以外の点についてはおおむね御了承いただいていると考えてよろしいでしょうか。

それでは、そのような理解で、この項目については対応していくことといたしたいと思えます。それでは、農林水産省で、この点について検討をよろしく願いいたします。

それでは続きまして、次の項目に進めさせていただきたいと思えます。次の項目は海面漁業地域調査票以外の調査票で調査事項の削除や変更等があるということですので、これにつきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 まず、3ページのアの「世帯員全ての人数」の削除についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ及び内水面漁業経営体調査票Ⅰ、これらは個人経営体用ですが、このような幾つかの調査票で把握しておりました世帯員全ての人数を把握する調査事項を削除することとしております。これにつきましては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う利活用上の支障等の有無の確認など、2つの論点を整理しています。

次に、4ページのイの世帯員の漁業従事状況を把握する調査事項の変更等についてです。ここでは4つの変更箇所があります。5ページから6ページにかけて審査状況と論点について整理しています。

まず、(ア)の漁業従事者の年齢把握方法の変更についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）などの漁業従事者の年齢を把握する調査項目について、従前の5歳階級区分から、出生年月による把握に変更することとしております。これにつきましては、政策ニーズに即したデータの把握を行うものであり、おおむね適当と考えられますけれども、新たな把握方法の必要性の確認など、2つの論点を整理しています。

次に、(イ)の「自家漁業の従事日数」を把握する調査項目の追加についてです。今回の

変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）におきまして、新たに陸上作業を含む自家漁業の従事日数を把握する調査項目を追加し、その内訳と致しまして、従前の自家漁業の海上作業日数を把握する形に変更することとしております。これにつきましても、政策ニーズへの対応を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、より正確な記入の確保等の観点から、必要かつ十分なものとなっているかの確認など、4つの論点を整理しています。

次に、(ウ)の経営方針の決定への関わりの有無を把握する調査項目の追加についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）などにおきまして、経営主以外の世帯員の経営方針の決定への関わりの有無を把握する調査項目を追加することとしております。これにつきましても、政策ニーズへの対応を図るものでありますことから、おおむね適当と考えられますが、利活用の観点から見て適切なものとなっているかの確認など、2つの論点を整理しています。

次に、(エ)の使用した漁船の大きさを把握する調査項目の削除についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）で把握しておりました、使用した漁船の大きさを把握する調査項目を削除することとしております。これにつきましては、報告者負担の軽減を図るものでありますことから、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う利活用上の支障等がないかといった確認など、2つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から説明をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 回答申し上げます。審査メモでいいますと3ページ、論点アの部分から入ってまいりたいと思います。調査票で申し上げますと、同じページの中段の部分です。回答につきましては9ページを御覧ください。

論点は、この項目のデータの推移ということです。下に統計表を示してあります。海面漁業では世帯員数は28万人ということですが、5年間で2割前後の減少と非常に大きい減少ですが、特に14歳以下の世帯員の減少が顕著となっているという状況です。表2には内水面養殖業、表3には湖沼漁業について、同じように記載しています。

回答の11ページを御覧ください。論点は、この項目を削除しても支障が生じないかということですが、漁村地域に存在する世帯全員を見ていく必要があります。水産庁が毎年、都道府県を通じて漁港背後集落の実態調査を実施しています。ここで人口などのデータを整備しており、漁村地域の人口は、こうしたデータが用いられているということです。したがって、世帯員全ての人数を削除しても、行政利用上支障は生じないと考えている次第です。

審査メモの5ページです。(ア)の論点ですが、調査票で申し上げますと、4ページの変更案(ア)の部分です。回答は12ページを御覧ください。

まず論点は、この項目のデータの推移ということですが、海面漁業では、平成25年の漁業就業者数は18万1000人ということですが、これも5年間で18%の減少ということですが、これを年齢階層別に見ていただきますと、下のグラフです。減少している上に、高齢化してい

ることがお分かりいただけるかと思えます。さらに、13ページですが、内水面養殖業と湖沼漁業、同じように掲載しています。

続きまして、回答の14ページです。論点は、これらの結果の利活用ということですが、これまでも水産基本計画の議論などにおける資料などとして活用されているということです。さらに、出生年月をこれから把握してまいります、今後、平均年齢の提供などを行っていきたいと考えているということを2番に記載しています。

次に、審査メモ5ページです。(イ)の論点ですが、調査票で申し上げますと、審査メモ4ページの(イ)の部分です。回答は15ページを御覧いただきたいと思えます。ここでの論点は、海上作業の作業日数の推移ということです。

下のグラフを御覧ください。少ない日数階層の割合が高まっているということです。その一方で、200日以上3階層は徐々に少なくなっていることがうかがえるかと思えます。

続きまして、回答の16ページを御覧ください。ここでの論点は、これらの結果の利活用ということです。これは労働条件の改善などの施策に活用されているということに記載しています。さらに、2番ですが、今後、陸上作業を含めるということになってまいりますので、こうしたことで漁業全体のワーク・ライフ・バランスなどの一層の活用を見込んでいるということです。

回答の17ページです。論点は、陸上作業の定義ということです。定義はアからケまで記載していますが、一言で申し上げますと、海上作業以外の全ての作業を陸上作業と定義しているということです。

18ページです。論点は、試行調査における記入の状況ということです。94%の報告者から正確に回答いただいております、おおむね適切と考えていますが、工夫した記入の仕方などを提示しながら、一層留意して調査してまいりたいと考えています。

次に、審査メモの6ページ(ウ)の部分ですが、調査票で申し上げますと、戻って恐縮です、4ページの(ウ)の部分です。回答は19ページを御覧いただきたいと思えます。

論点は、本項目の利活用ということですが、ここにある①から③のようなことを把握することにより、経営の発展性であるとか、あるいはリーダーの育成であるとか、あるいは漁村で活躍する女性の育成など、様々な漁業就業者の対策に活用できるのではないかと考えています。

回答の20ページを御覧ください。ここでの論点は、女性や新規就業者の状況についてです。漁業就業者も陸上作業の従事者も女性の占める割合が低くなっていることがうかがえるかと思えます。それから、新規就業者は下の表ですが、雇われ就業を中心に、年間1,600人という数字になっています。

次に、審査メモの6ページ、(エ)の論点です。これも調査票でいいますと、戻って恐縮ですが、審査メモ5ページの上段(エ)の部分になります。回答は21ページを御覧ください。ここでの論点は、この項目のデータの推移ということです。全体的に就業者が減る中で、沿岸漁業が98%前後、残りが沖合・遠洋漁業という割合になっていますが、変化がない状況となっています。

同じページの下段を御覧ください。ここでの論点は、この項目を削除しても支障は生じ

ないかということです。この項目は漁船のトン数規模ですが、ここを削除しても、沿岸あるいは沖合・遠洋漁業を区分した漁業就業者は漁業種類を使って分類していこうと考えております。これによりまして、これまでとほぼ同様な統計は提供可能でして、支障は生じないと考えています。

説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、多岐にわたるアからエまでの項目がありますが、これらにつきまして、どの項目でも結構です。御質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

どうぞ。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 事務局からで恐縮ですが、資料3-2の11ページにあります、漁港背後集落における現状把握のための実態調査というのが実施されているので削除しても支障がないという御説明だったのですが、この実態調査はいわゆる業務統計的なものなのか。また、一般に結果が公表されていて、これまでこの漁業センサスのデータを利用されていた方が同じようにその世帯員の構造とか変化とかを見たいという場合に利用可能なのか、少しそこの部分だけ教えていただければと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 これは都道府県を通じて調査しているのですが、結果については、水産庁のホームページに載っているそうですので、国民の皆様が活用できるということです。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

お願いいたします。

○三木専門委員 同じ調査についてですけれども、年齢階層別で14歳以下も把握しているということでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 かなりの項目を調査しているのですが、詳細は今持ち合わせていませんので、そこまで細かい区分があるのかないのか、今確認できませんので、また次の部会で回答します。

○川崎部会長 それでは、三木専門委員、よろしく申し上げます。

○三木専門委員 この削除は若干残念だなと思っています。このところ、産業自体にかかわる従事者を把握するというので、世帯とかそういうのを削除するような方向にこれまでも来たと思うのですけれども、やはり漁業は生業的側面、経営体の中でも95%以上がコンスタントに個人経営体であり、また、新規就業者も増えているというか、ある程度の割合はいるのですけれども、やはり漁業者を生んでいるのは後継者であり、漁家内世帯内からです。ですから、そこの世帯内再生産のボトムがどのくらいあるのか。今、人口においても合計特殊出生率とかが問題になっていると思うのですけれども、そこら辺りについて、少し何か把握できるのが漁業センサス本体なのか、他の資料なのかというのはあるかと思いますが、そこは残していただきたいと思っています。

漁港背後集落の資料もそうですが、これは漁業本体の集落という印象があると思うのですが、今言った漁業者の再生産というのは漁業構造そのものだと思うので、とにかくどこかで残ればいいなと思っています。

○西郷委員 すみません、関連することなので。

○川崎部会長 では、お願いします。

○西郷委員 私も同じようなことを考えたので、御説明では、他の行政資料等で年齢の構造は把握できるから、それで代替できるということだったのですけれども、調査では、周辺分布だけではなくて同時分布を見ているというか、この世帯には後継者候補がいるけど、この世帯には後継者候補がない。そうすると、将来漁業というのがどういう姿になっていくのだろうかということを考えるときに、もしその後継者のいる、いないということが非常に重要であるということであれば、同じ調査票の中で同時に調べられているということは結構重要なポイントになりそうです。ですので、年齢の構造を周辺分布として把握しているというだけでは多分足りなくて、やはり今の調査で同時に調べられているということが、不可欠とは言わないまでも、結構重要だと思います。後継者育成という観点まで含めて、他の調査で代替できるということであれば、この調査で調べる必要はないということになると思いますが、そういうところまで含めて御回答があった方が良いのではないかと思います。

○川崎部会長 14歳以下の人数ということですが、私なりの理解を含めて少し申し上げれば、先ほどの漁港背後集落の調査という水産庁のデータは集落の調査だろうと思うので、漁家だけではないものも含まれているかもしれないという気もしてくるので、ひょっとしたら十分比較できないものなのかもしれないなという疑問も持ちました。

そのようなことも含めまして、先ほどのお二方の御質問に対してお答えいただけたらと思います。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 結論申し上げますと、持ち帰って検討してみたいと思っております。一方で、行政側のニーズとしてデータは、漁業世帯だけでなく、地域全体の世帯人口も欲しいという要望もありまして、そういった観点からデータを活用しているということ聞いております。いずれにしても、西郷委員、それから、三木専門委員の御発言、あるいは部会長の御指摘も含めまして、再度、検討したいと思えます。

○川崎部会長 この辺りについて、県の方から何か御意見、御質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。

○久保千葉県総合企画部統計課長 千葉県です。資料を事前送付されてから期間が非常に短くて、水産部門の方に逐一全部聞いてくるということができなかったのですけれども、総論としては、なるべく変えないでほしいという意見が非常に多かったです。今回のこの年齢構成のところだけということではないのですけれども、経年変化が見たいというのはかなりあって、また、年齢構成は、やはり後継者育成という意味では非常に重要な要素だと思いますので、できる限り変えないでほしいというのが総論的な意見でした。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。静岡県、何かありますでしょうか。

○藁科静岡県経営管理部情報統計局統計調査課主幹 特にありません。

○川崎部会長 分かりました。それでは、そのようなことで、ここについては御質問、あ

るいは総論的な御意見をいただいておりますので、その辺りを含めまして、もう一度、御検討をよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、かなり年齢別の世帯員数といったところが中心となっておりますが、他の点につきましても、もしありましたらお願ひしたいと思ひますが、いかがでしょうか。

それではひとまず、他の点についても御意見がおありかもしれませんが、特に今のところないようですので、論点といたしましては、先ほどの後継者の育成の観点から、14歳以下の人数を把握する事項を削除して大丈夫だろうか、また、できるだけ継続性にも配慮してほしいという御意見をいただいたということで、そういった前提に立って、次回、回答をお願ひするという整理で先に進めることとしたいと思ひます。

それでは、次の項目に進ませていただきたいと思ひます。大きな項目のウですが、海上作業に雇った人に関する調査事項の変更ということです。これにつきまして、事務局から論点の説明をお願ひしたいと思ひます。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** それでは、6ページのウの海上作業に雇った人に関する調査事項の変更についてです。

今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）の海上作業に雇った人数を把握する調査事項におきまして、雇った人の有無を確認する項目を設けるとともに、雇った人がいる場合には、日本人雇用者数の内訳として居住地別に把握する項目を削除することとしております。これらにつきましては、報告者負担の軽減を図るものであることから、おおむね適当と考えられますが、削除に伴う支障等の有無の確認など、2つの論点を整理しております。

事務局からの説明は以上です。

**○川崎部会長** それでは、農林水産省から説明をお願いします。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** 審査メモでいいますと、8ページ上段の論点ですが、調査票で申し上げますと、審査メモ7ページの中段の青い枠の部分です。

回答の22ページを御覧ください。論点は、この項目のデータの推移ということです。11月1日現在の漁業就業者数を見ますと、日本人の雇用者については、市町村外あるいは県外からの雇用が15%程度、ちなみに外国人は6,000人程度という状況になっています。

同じページの下段です。論点は、この項目を削除しても支障はないのかということです。実は行政上の利活用も低下しているということで、本調査項目を削除しても支障はないと見込んでいるということです。

以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。これにつきまして御質問、御意見等ありますでしょうか。

先ほどの千葉県の御意見からすると、これも継続が望ましいという感じでしょうか。

**○久保千葉県総合企画部統計課長** 次回までにはもう少し絞り込んで回答したいと思ひますけれども、今、部会長がおっしゃったとおりです。

**○川崎部会長** そのような総論的な御意見もありますので、少しそこを踏まえながら検討

ということになるかと思えます。

これは即了解という形にはいかないのかもしれないと思えます。またそういった御意見も踏まえて御検討いただけたらと思えますが、もう一つ、元々のデータの趣旨がよく理解できていないのですが、これは同じ方が2回雇用されたりする場合もあるのだらうと思うのですね。そういう場合は2回、3回とカウントされることがあり得るということでしょうか。だから、実際の人数というよりも、延べ人数日ということでしょうか。

**○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長** この項目は11月1日現在で調査していますが、その時点で雇用している人なので、ダブルカウントはないようになっています。

**○川崎部会長** 特定の日ですね。分かりました。ありがとうございました。

この件につきまして、他に御意見いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、先ほどの御意見も踏まえて、もう一度、次回部会で再度御検討いただくということになるかと思えます。

それから、忘れないうちに申し上げておきますが、先程の千葉県の御意見は、これからの議論の中でも大事な役割も持ってくるかと思えますので、もし可能でしたら、次回の部会より前に、ある程度感触が分かりましたら、事務局にメールか何かで御連絡いただければ、少し対応について早く判断できるかと思えますので、是非そのような形でお願いできたらと思えます。

**○久保千葉県総合企画部統計課長** 了解しました。

**○川崎部会長** ということで、次の項目のエの漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項の追加等に進ませていただきたいと思えます。それでは、事務局から説明をお願いします。

**○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官** 審査メモ8ページのエの漁ろう長、船長等の役職者に関する調査事項の追加等についてです。ここでは、漁業経営体調査票Ⅱ（団体経営体用）におきまして、大きく2つの変更があります。

1つ目ですが、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）における各世帯の漁業への従事者の状況等を把握する調査事項を参考といたしまして、団体経営体における経営主を始めとする役員や漁ろう長、船長、機関長等の役職者について、性別、出生年月のほか、漁業従事日数、海上作業日数が多かった漁業種類など、漁業への従事状況を把握する調査事項を追加することとしております。また、2つ目ですけれども、ただ今、次回また御審議いただくこととなりましたけれども、ウのところと同様に、海上作業に雇った人の有無を確認する欄を設けるとともに、日本人雇用者数の内訳として居住地別に把握する項目を削除・変更することとしております。

これらにつきましては、おおむね適当と考えられますけれども、追加する事項について、政策ニーズなど利活用との関係から見まして、必要かつ適切なものとなっているか、また、削除する調査項目につきましては削除に伴う支障等がないか、2つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 それでは、農林水産省から、説明をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答え申し上げます。審査メモでいいますと、論点は9ページの中ほどに記載しています。調査票でいいますと、審査メモの8ページの枠内になります。回答は23ページを御覧ください。

ここでの論点は、団体経営体の内部労働をこれまで把握してこなかった理由ということです。水産基本法は平成13年に制定されているのですが、水産基本法以前の沿岸漁業等振興法における施策は、漁業の従事者が他産業並みの生活を営むために地位向上を目指すということが目的でした。したがって、当時は、漁家の世帯についてのみ詳細な実態を明らかにする必要があるという背景があったわけですが。

2番ですが、役員に限定して内部労働を把握する理由ということですが。漁業の成長産業化などの施策に活用するため、今回、団体の内部労働である役員を世帯員と同様に把握します。これは、個人、団体を通じた一体的な就業構造の把握が必要となってきたということが背景です。また、役職に限定して従事状況を把握する理由ということですが、高齢化による人材不足で、漁業に欠くことのできない資格や技術を持った船長だとか、漁ろう長だとか、航海士だとか、こういう方々の確保が困難な状況になっているということで、この実態の把握がどうしても必要になってきたということですが。

続きまして、回答の25ページを御覧ください。論点は、この項目の利活用についてです。資源管理の下で、操業状況の変化や経営体の育成、経営の安定、漁業者の確保等の施策の基礎資料として活用することを見込んでいるということですが。

当方からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、御質問、御意見等ありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

お願いいたします。

○三木専門委員 かつて漁業従事者世帯調査というものがあって、それがなくなって非常に残念だったのですが、今回雇われの方の情報を把握することに関しては非常に良いことだと思っております。ただ、調査票を拝見したところ、従事者全体に関する部分と雇用者に分けて、同じような調査項目の設定になっているかと思うのですが、どちらに記入したら良いのかということが少し分かりにくいという難点があるかなと思ったので、そこは説明を丁寧にされないと、書く側が非常に混乱を来す懸念があるかなと思いました。

○川崎部会長 その辺りはよろしいでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 十分留意して整理していきます。

○川崎部会長 よろしく申し上げます。他にはいかがでしょうか。

それでは、特にならなければ、ひとまずこれにつきましては御了解いただいたものとして対応させていただきたいと思っております。もし何か後でお気づきになりましたら、また議論に戻るのはい構いませんけれども、ひとまずそういうことで整理させていただいて、進みたいと思っております。

次の項目は、オの漁業の操業状況や経営状況を把握する調査事項の変更ということです。それでは、事務局から論点メモの説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモの9ページから14ページにかけて、オの漁業の操業状況や経営状況を把握する調査事項の変更についてです。ここでは大きく3つの変更があります。

まず、9ページから10ページですけれども、(ア)の世帯員の漁業従事者に関する事項についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）の自家漁業の海上作業日数が多かった漁業種類を把握する調査項目につきまして、従前の最も多かった種類から、上位3位までの種類を把握する形に変更することとしております。これにつきましては、政策ニーズへの対応を図るものであることから、おおむね適当と考えられますけれども、利活用の観点から見て適当なものとなっているかの確認など、2つの論点を整理しています。

続きまして、次に10ページ下のところから12ページにかけてですけれども、(イ)の動力漁船に関する調査事項についてです。ここでは漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）などにおいて、2つの変更があります。始めに①のところですが、出漁日数が多かった漁業種類を上位3位まで把握する調査項目を追加することとしております。次に、11ページの②のところですが、販売金額が多かった漁業種類について、従前の最も多かった種類の把握から、上位3位までの種類を把握する形に変更することとしております。これらにつきましては、政策的ニーズへの対応を図るものであることから、おおむね適当と考えられますけれども、利活用の観点から見て適当なものとなっているかといった確認など、合わせて3つの論点を整理しています。

次に13ページですけれども、(ウ)の販売金額が多かった漁業種類別・魚種別状況に関する調査事項の変更等についてです。まず①のところですが、今回の変更計画では、過去1年間の販売金額が多かった漁業種類を把握する調査項目につきまして、これまで上位2位までの漁業種類を把握しておりましたところ、上位3位まで把握するよう変更することとしております。次に14ページの②のところですが、新たに過去1年間で販売金額が多かった魚種を上位3位まで把握する調査項目を追加することとしております。これらにつきましては、政策ニーズに即したデータの把握を行うものであることから、おおむね適当と考えられますけれども、利活用の観点から必要かつ十分なものとなっているかの確認など、2つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から、お願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答え申し上げます。まず審査メモ10ページの中ほどの論点になります。調査票で申し上げますと、同じページ上段の枠内の部分になります。回答は26ページを御覧ください。

ここでの論点1ですが、データの推移、漁業種類別の従事者数ということです。一番左の3行目ですが、平成25年の漁業就業者数は約11万人、5年間でそれぞれ2割前後の減少で推移しているということです。26ページ、27ページに全ての漁業種類として53区分あり

ますが、従事した漁業種類別の従事者数を提示しています。

続きまして、28ページを御覧ください。ここでの論点は、漁業種類別の従事者数はどのように活用されているのかという点です。これはまさに漁業の就業構造の基本ですので、就業者対策あるいは経営対策、これまでも様々な水産施策に活用されているということです。2番に記載がありますが、従事日数の多い漁業種類を今後は上位3位まで把握するわけですが、この利活用ということです。これは資源管理の下で漁業経営体が複合的な漁業に取り組む姿が明らかになりますので、漁業の成長産業化に向けた各種施策の検討資料に活用されるということになってまいります。

ここで、回答の29ページをご覧ください。この図を説明したいと思うのですが、今回の調査では、漁業の種類別の従事日数の1位から3位であるとか、あるいは販売金額の1位から3位、この漁業種類、魚種などを聞くことにしています。今回なぜこういう調査に取り組むのかということをし少し触れたいと思います。

これまで申し上げておりますとおり、水産の現場にあつては、今、資源管理が大変重要な取組となっています。中ほどにありますように、地域の漁民が総意の下で資源管理計画や漁場改善計画を作って、これに基づいて皆で資源管理を実践していく。今、各地の漁村ではこうした取組が進んでいるわけです。

そこで、左下ですが、資源管理では操業が規制されていきます。それは操業の日数であったり、あるいは網の目の大きさであったり、要すれば、漁獲量が限定されていくということになってくるわけです。浜の現場では、例えば、1年を通じて刺し網でひらめをとって、いか釣りをやって、更にその上でまぐろのはえ縄漁もやる。漁期を考えながら、複数の漁業種類に取り組む状況が見られるわけです。これは漁業者が資源管理を遵守しながらも、収入の確保と漁業の経営の安定に向けて取り組んでいる実態です。動力漁船についても同様です。1隻の漁船が幾つもの漁業種類に活用されるという実態にあります。さらに、右下ですが、こうした資源管理の下で様々な工夫により漁業操業をして、その結果どういった漁業の経営となっているかを把握していくということです。つまり、経営がどういった漁業種類や魚種の収入に依存しているのか、また、漁船ごとにどういった漁業種類から収入を得ているのか、それぞれ1位から3位まで把握するということです。

このように、地域的な資源管理を背景に、左側で漁業経営体の操業状況を把握して、右側でその結果となる漁業の収入の依存状況を把握する。こうした関係を今回のセンサスでは把握していきたいと考えている次第です。こうしたことを前提とした上で、この先もいくつか整理していますが、時間の関係もありますので、この先はポイントのみ述べさせていただきます。

回答の30ページを御覧ください。調査票で申し上げますと、審査メモの11ページ、変更案の①の部分になります。論点は、複数の漁業種類への取組を上位3位まで把握する理由、利活用についてです。1の記載ですが、上位3位まで把握するのは、漁業種類を3種類まで複合的に営む経営体が現在大体9割を占めている状況になっているということです。それから、出漁日数の多い漁業種類を複合的に把握する背景・理由あるいは利活用、これは先ほどのポンチ絵で説明したとおりです。これに加えて、4番を御覧ください。漁業の経

営は、採れる魚が違いますので、全国で千差万別です。したがって、漁業種類の複合的な取組を地域ごとに明らかにすることは、地域の水産行政にとっても非常に貴重な資料になっていくと考えている次第です。

回答の31ページを御覧ください。調査票で申し上げますと、審査メモ11ページ枠内の②の部分です。論点は、動力漁船の販売金額が多かった漁業種類のデータの推移ということです。全体の隻数が減少している中で、各漁業種類ともおおむね減少傾向で推移しているということです。また中段、表の端ですが、トピックで申し上げますと、さけの定置網については、さけの回遊が多かったことから非常に大きな増加となっている。ここだけ変な動きがあるということです。

続きまして、回答の33ページを御覧ください。調査票のイメージは、審査メモ11ページの②の部分に該当致します。論点は、販売金額の多い漁業種類を1位から3位まで把握する理由、利活用についてということです。背景・理由は、先ほど29ページのポンチ絵のとおりですが、要すれば、末尾に書いたとおり、地域の水産政策、漁業資源の管理、成長産業化に向けた検討に活用されるということです。

回答の34ページを御覧ください。調査票でいいますと、審査メモ13ページの一番下の青枠になります。論点は、販売金額の大きい漁業種類に関するデータの推移についてです。販売金額の1位、2位の漁業種類別の経営体数は、全体の経営体数が減少している中で、各漁業種類ともおおむね減少傾向で推移しています。4枚にわたって統計表が続いていますが、34ページ、35ページが販売金額1位の統計、続きまして36ページ、37ページが販売金額2位の統計ということで掲載させていただいています。

さらに、38ページを御覧ください。これらの結果の利活用という論点ですが、こうした統計は我が国漁業の生産構造の基本的な事項でして、例えば、この資料がそうですが、規制改革推進会議などの資料にも用いられるということで、水産政策全般にわたる基礎資料として幅広く活用されているという状況です。

続きまして、回答の39ページを御覧ください。調査票のイメージは、審査メモ13ページの上の2つの青枠です。論点は、漁業種類、魚種の把握を上位3位までとする理由、政策上の利活用ということです。これについては、先ほどのポンチ絵で説明したとおりです。

当方からの説明は以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。それでは、これについて御質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思います。

特に新たに3位までを調べるとかいうことでもありますので、このようなものについて、利活用の可能性といったことで、もし何かお気づきのことなどありましたら、疑問点ばかりではなくて、むしろこのような活用ができるということでもありましたら、御意見いただけたらと思います。

お願いします。

**○三木専門委員** 上位3位まで把握するというので、これは主に、先ほどの説明にもありました政策ニーズ、主には資源管理の高度化というところかなと思います。その際、インプット、アウトプットで、インプットの労働投入量を操業状況で把握して、投資なんか

も入るとより良いですけど、これは少し置いて、あとアウトプットで量と金額をより細かく把握されようという動きと認識しております。

これは政策側からすれば、強い資源管理措置を取ったときに、生産者をどちらに誘導しようかと、ある魚種をストップさせるためには、他の第二、第三の漁業種類なり魚種に誘導して、その間に資源の回復を待つといったときに誘導策として使えるということかと思えます。ただ、現場を回っていると、実際には生産者もなかなか、これがだめだから、あちらにとすぐに移行できるわけでもなく、良い意味で、それは少しできませんという材料として、生産者サイドにとって使える資料にもなり得るのかなとも思いました。

ただ、これを使用する際には、留意点として、漁業者の漁業種類の選択とか、年変動が高いと思います。日々、釣り漁業などですと、魚種の選択、今日はどうな状況か、漁模様かというのを考えながらスイッチしていく。大きく漁業種類も、そのときの資源の状況とか、あと近年、水温上昇に伴う魚種変動もありますので、そこら辺でかなり変わり得る。5年間も空いてしまうと、もう様変わりかなという懸念はありますけれども、それはそれとして、その時点ではどうだったかというデータは分かるかなと思っております。

以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。いろいろな観点からの利用価値があるというようなことと受けとめました。

他にはいかがでしょうか。

西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 基本的に記入の量が増えるという話なので、多分使う側からの反対意見というのは全くないと思いますけれども、むしろ書けるのかということですよ。それもセンサスという規模で項目を増やすということなので、それだけの規模でやるのが正しいかどうかということと、調査した場合にきちんと書けるのかどうか。試験調査は多分なさっていないのではないかと思いますので、調査票が配られたときに、回答者が正しく記入できるという感触があるのかどうかということだけ伺いたいと思います。

○川崎部会長 なるほど、漁家の実態、あるいは漁業経営体としての情報がどれぐらい整理されて、こういうものが書けるかという観点が大事だということですかね。これは農林水産省にお尋ねしたり、あるいは若林部長にお尋ねしたりするのが良いのかもしれないと思いますが、どのような観点でお答えいただいても結構です。いかがでしょうか。

○若林審議協力者 おっしゃるとおりです。先ほど三木専門委員がおっしゃったとおり、大変重要なデータになるかと思っていますので、活用にはメリットがあると思っています。正しいデータになるかどうかというのは、完璧なデータになるかと言われると、それは少し、浜によって違いがあるかと思えます。そこは全国漁業協同組合連合会からの指導や説明で何とか対応してまいりたいと思っております。

○川崎部会長 農林水産省は何か御発言ありますか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。我々も全てを回るわけにはいかないですが、漁業協同組合もそうですし、あるいは漁家、団体経営体を回らせていただきながら、いろいろインタビューしながら記入の可能

性なんかを調べさせていただいています。定量的に申し上げることはできないのですけれども、1位、2位と今まで把握していた部分もあります。ここを3位までとするのは比較的容易な部分でもありますし、何とか把握できると踏んで設計させていただいているということです。

○川崎部会長 それでは、負担は増えるけれども、メリットもあるので、それは最終的には漁家、団体経営体の方もメリットがあるということで、そこを御理解いただいて進めていくということでしょうかね。分かりました。

他にはいかがでしょうか。

どうぞ、河井委員。

○河井委員 関連する質問ですけれども、1位から3位までと書かれているわけですが、実際に、例えば、魚種別にどれぐらいの量を採っているとかということを記入者は把握されているのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 これは当然、自分の経営でどういう漁業種類を取り組んでいるというのは分かりますし、採った魚は水揚げされますので、それはしっかり伝票で分かる。ただ、1枚1枚伝票をめくって、1年間の活動実態として何千何百円まで分かるかということ、そこまでの回答を求めているわけではないので、1位、2位、3位、感覚的に、自分の売り上げはこの漁業種類が1番でしたということを答えていただくので、そこは容易だろうと思っています。

○河井委員 それに関連するのですけれども、例えば、漁業協同組合ごとに1年間トータルの魚種の出荷額とかいったものは統計的に把握できるのでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 魚種ですか。それは漁業協同組合が水揚げ機関を持っていますので、そこで全体の浜の水揚げというのは分かるはずです。だから、それはしっかりと分かると思います。

○河井委員 それも統計が存在するということでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 漁獲量統計ということで、生産量の統計がしっかりと取られていますので、それは分かります。

○河井委員 分かりました。

○川崎部会長 他にはいかがでしょうか。

これは漁業の問題というよりも、結果の表章あるいは、統計上の問題に関係することですが、個別の情報というのはい体どれぐらいまでが秘匿されなければいけないのかということです。例えば、先ほど御説明いただいた資料の26ページの「遠洋底びき網・以西底びき網」のところを見ますと、結果表に1人だけ従事しているのが出てきます。これは地域別にも表章されるだろうと思います。ほかの調査だったら1人と出たときには非常に扱いに気をつけて、秘匿するとかということをやったりするわけです。

漁業の場合だと、外見から、あの人船に乗って、出ている船というのが分かるから、秘密性がないからいいのかなと思います。その辺りというのは、結果表章のときに特に秘匿とかいうことを考えなくても問題ないのだろうか。これは農林水産省の問題でもあり、同時に、また回答される側の立場から、どう感じるだろうかというのは1つ論点として

あるかと思いますが、念のため、ここら辺、秘密保護の観点から心配ないかということでお尋ねしてみたいのですが、いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 ありがとうございます。御承知のとおり、センサスは全数調査ですので、全てが丸裸になってしまう。ここで1とたまたま出ていますが、全国の表章であれば、その1客体がどこかというのはなかなか特定できないので特に問題はないのではないかなど。ただ、小地域で、例えば、市町村だとか漁業地区みたいな、フォーカスしたところでの数値になってくると、それはやはり、秘匿の問題はあるので、我々としては、3未満の経営体の場合は、経営体数だけは出すけれども、その経営内容については出さない、そのような形で表章しているというのが実態です。

○川崎部会長 そうすると地域別のところでは、ここら辺は配慮しながら、3戸未満はそういうことをやっていくということですね。分かりました。ありがとうございました。

他にはいかがでしょうか。

それでは、これにつきましては、記入負担の問題もありますけれども、有用性も大きいということで御了承いただいたということで進めさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次の項目の力に進みたいと思います。海面養殖の種類に関する選択肢区分の変更等ということです。

それでは、まず事務局から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ14ページの力の海面養殖の種類に関する選択肢区分の変更等についてです。16ページから17ページにかけましては、審査状況と論点について整理しております。

これにつきましては、3つの変更があります。まず14ページの（ア）海面養殖における漁業種類の選択肢区分の追加・変更についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）などの過去1年間に海面漁業で営んだ漁業種類を把握する調査事項におきまして、海面養殖の種類を選択肢として、「とらふぐ養殖」を追加するとともに、「まぐろ類養殖」を「くろまぐろ養殖」に変更することとしております。また、これに伴いまして、養殖業の施設面積及び使用面積を把握する調査事項において、魚類養殖の合計の内訳として「うち、とらふぐ」を、さらに、その内訳として「うち、陸上水槽」を追加することとしております。これらにつきましては、政策ニーズに即したデータの把握を行うとともに、海面養殖の実態を踏まえた対応を図るものであり、おおむね適切と考えられますけれども、利活用等の観点から見て適切なものとなっているかの確認など、2つの論点を整理しています。

次に、15ページ（イ）湖沼漁業で漁獲した魚種を選択肢区分の削除についてです。今回の変更計画では、内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）などの過去1年間に湖沼漁業で漁獲した魚種を把握する調査事項におきまして、選択肢の「あみ類」を削除し、「その他の水産動物類」に統合することとしております。これにつきましては、漁獲の実態を踏まえたものであり、おおむね適切と考えられますけれども、削除、統合に伴う利活用上の

支障等の有無の確認など、2つの論点を整理しています。

次に、16ページですけれども、(ウ)の内水面養殖業における養殖種類の選択肢区分の変更についてです。今回の変更計画では、内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）などの過去1年間に内水面養殖業で養殖した種類を把握する調査事項におきまして、選択肢の「きんぎょ」を「その他」に変更することとしております。これにつきましては、従前から「錦ごい」と「きんぎょ」以外の種類は全て「きんぎょ」に含めて回答することとしていたところですが、実態に即して、報告者が記入に当たって紛れが生じないようにするものでありまして、正確な統計の作成に資するものといったことからおおむね適切と考えられますけれども、利活用等の観点から、選択肢の変更による支障等の有無の確認など、2つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 それでは、農林水産省から御説明をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答え申し上げます。審査メモ17ページ上段の論点の部分からです。調査票で申し上げますと、大変恐縮ですが、14ページに戻っていただきまして、14ページ下段の枠内、それから、15ページの枠内の上の2つの部分ということになります。

回答は40ページを御覧いただきたいと思っております。ここでの論点は、海面養殖の収穫量のデータ推移ということです。養殖の収穫量は、需要や価格の水準によって多少の変動はありますが、全体で100万トン前後という形で、ほぼ横ばいで推移しているということです。ここでの課題である「とらふぐ」ですが、とらふぐ養殖はふぐ類に計上されておまして、3,000から4,000トン台の水準で推移しているということです。ちなみに、これはセンサスの数字ではなくて、先ほど御質問があった漁業生産量の把握からの数字です。

それから、41ページの回答です。論点は、データの利活用と選択肢の区分が適正であるかということです。選択肢の区分につきましては、漁獲量あるいは行政ニーズを踏まえまして、適切なものに見直してきておまして、今回はとらふぐ養殖が漁業共済の対象になるということもあり、追加するということです。

続きまして、審査メモでいいますと、17ページ中段のイの部分です。調査票で申し上げますと、審査メモ15ページ下段の(イ)の部分。回答は42ページを御覧いただきたいと思っております。ここでの論点は、データの推移についてということです。内水面の魚種別の漁獲量には多少変動はありますが、全体で30トン前後、これもほぼ横ばいで推移しているということです。

続きまして、43ページです。ここでの論点は、あみ類です。あみ類の削除による支障が生じないかということです。このあみ類は漁獲量の統計がなくて、センサスで把握してもなかなか併せて分析ができないということです。したがって、この項目を削除しても行政上の利活用の支障はないのかなと見込んでいるということです。

続きまして、審査メモの17ページです。下段の(ウ)の部分が論点ですが、調査票でいいますと、16ページの枠内の部分です。回答は44ページを御覧ください。論点は、この項目のデータの推移ということです。これも全体の経営体が減少している中で、各養殖種類

ともに減少傾向で推移しているということがうかがえるかと思えます。

次に、回答の45ページです。ここでの論点は、選択肢の変更による支障が生じないかということです。観賞用の金魚を「その他」に変更するということですが、この観賞用金魚の中には、既に熱帯魚等を含んでおりまして、表章を「その他」に変更しても支障はないと見込んでいるということです。

農林水産省からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、これにつきまして、御質問、御意見等ありましたら、お願いしたいと思います。

これは実態に合わせての変更、削除あるいは追加といったようなことかなと思いますが、いかがでしょうか。

これについては、もし特に御意見ないようでしたら、御了解いただいたということで進めさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、これについては御了解いただいたということで、次に進ませていただきたいと思います。

次は、キの漁獲物・収獲物等の販売金額を把握する調査事項の変更ということです。それでは、これにつきまして事務局から説明をお願いします。

○佐藤総務省政策統括官（統計基準担当）付調査官 審査メモ18ページのキの漁獲物・収獲物等の販売金額を把握する調査事項の変更についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）などの過去1年間の漁獲物・収獲物の販売金額を把握する調査事項におきまして、販売金額が10億円以上の場合に実額を記入する欄を追加することとしております。また、内水面漁業経営体調査票Ⅰ（個人経営体用）などの過去1年間の漁獲物の販売金額を把握する調査事項におきまして、湖沼漁業関係では販売金額階層の「1,000万～2,000万円未満」から「1億円以上」のところを、「1,000万円以上」に統合・変更しまして、「1,000万円以上」の場合には実額を記入する欄を追加することとしています。それから、養殖業の関係では、販売金額が1億円以上の場合に実額を記入する欄を追加することとしております。

これらにつきましては、政策ニーズに即したデータの把握を行うものですが、報告者負担及び利活用等の観点から、必要かつ適切なものとなっているかの確認など、4つの論点を整理しています。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 それでは、農林水産省から説明をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答えいたします。審査メモでいいますと、19ページ、キの論点からです。調査票案で申し上げますと18ページから19ページにかけてということです。回答は46ページを御覧ください。

ここでの論点は、まず、この項目のデータの推移と利活用ということです。下の統計表ですが、各調査における販売金額規模別の経営体数を表にしていますが、例えば、海面漁業ですと300万円以下の経営体が約5割という実態です。めくっていただきまして47ページ、これは海面養殖業の金額規模別の統計です。それから48ページは、湖沼漁業の統計と

ということです。49ページは内水面養殖業の統計ということです。

おめくりいただきまして、50ページです。ここには利活用状況をいくつか提示しています。データはいずれも、様々な水産関連の施策の基礎データとして活用されているということです。

続きまして、回答の51ページを御覧ください。論点は、実額の記入による平均金額の算出方法、それから、その利活用ということです。平均金額は、各階層の中位数に経営体数を乗じたものと、実額記入された合計額を、経営体総数で除すということで算出しようと考えています。利活用については、激甚災害指定の際の生産金額の算定基礎であるとか、この他にも様々な地域データとしての活用を見込んでおります。

同じページの下段を御覧ください。論点は、試行調査での未記入率とその評価ということです。試行調査を行った結果、出現率が低くてなかなか検証が十分できたとはいえないところがあるのですが、該当した大規模客体については、いずれも適切に記入してもらえたと評価しているところです。

さらに、回答の52ページを御覧ください。ここでの論点は、今回の変更内容は報告者負担の観点から適切なものかという点についてです。記入はほとんど大規模層なので、大半は法人に対象が限定されると考えています。したがって、適切であると考えているのですが、試行調査やヒアリングでも報告者の協力を得られていますし、正確性も確保できると考えています。ちなみに、この下に経営体の最上位階層の経営体数を整理していますので、参考までに御覧いただければと思います。

農林水産省からは以上です。

**○川崎部会長** ありがとうございます。これについて御質問、御意見等ありますでしょうか。

記入のしやすさと、それから平均は、できるだけ近いところまで出せるようにという趣旨のようです。

それでは、お考えいただいている間に私から1つ。平均を出すことを狙いにされるのだったら、ひょっとしたら、少しドラスティックな一案ですが、この10億円未満のところを階層別とせず、例えば100万円単位で書いてくださいというような数字で記入してもらおうというのはやり過ぎでしょうか。要するに、選択肢で書く人は、大体、もう上の桁は分かっているわけですよね。そうすると、どこに丸をしようかなと考えるぐらいだったら、いっそのこと、それを数字で書いてくださいと、「〇〇万円」と、100万円以上の桁だけ書いてくださいとした方が簡単に計算しやすくなるのではないだろうかと思っただけですが、そこまでやると少しドラスティック過ぎますかね。

これは全くこだわわるわけではないのですが、ほとんど同じようなことになってくるので、数字を回答欄で選択して選ぶというのは、結構、逆にやりにくいところもあるので、ひょっとしたらそれもありがたかなと思っただけというぐらいのことです。ただ、過去との継続性を考えれば、この方がなじむのかなという気はするのですが。

ということで、もしほかに皆様、御意見がありましたら、いかがでしょうか。

**○島内農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐（漁業センサ**

ス統計班担当) 部会長からいただいた御提案ですけれども、実は2003年漁業センサスまでは実額を記入しております、そのときに調査員がいろいろ苦労されて聞き取った、あと市町村もいろいろ苦労されたということがあって、2008年漁業センサスから選択方式に変えましたが、平均金額だけは何とか対応できないかという要望が強かったことから、この最上位階層だけ実額記入とすることとさせていただいておりますので、なかなかそこまでは対応しにくいのかなと思っております。

○川崎部会長 なるほど。だから記入者の側で、そこまで実額を丸めた数字であっても少し抵抗があるであろうということで、その選択肢を採らずに、やはりこのように選ぶ形で行きましょうということですね。

○島内農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室課長補佐(漁業センサス統計班担当) はい。

○川崎部会長 分かりました。私はこだわるものではありません。

特にありませんでしょうか。

それでは、これにつきましては御了解いただいたものとさせていただきたいと思います。

それでは、次の事項に進ませていただきたいと思います。説明を事務局からお願いします。

○佐藤総務省政策統括官(統計基準担当)付調査官 続きまして、審議メモの19ページのクから22ページのコについて説明させていただきます。

始めに、19ページから20ページにかけてのクの漁獲物・収獲物の出荷先の選択肢区分の変更についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ(個人経営体用)などの過去1年間の漁獲物・収獲物の出荷先を把握する調査事項におきまして、出荷先の選択肢の統合や追加を行うこととしております。これにつきましては、漁業経営体による直接販売の状況のより詳細な把握とともに、農林水産省が別途実施しております一般統計調査の母集団情報として活用するための変更であり、おおむね適切と考えられますが、利活用等の観点から見て適切なものとなっているかの確認など、3つの論点を整理しております。

次に、21ページのところですけれども、ケの漁業以外の事業状況を把握する調査事項の変更についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅰ(個人経営体用)の過去1年間に行った漁業以外の事業の種類を把握する調査項目におきまして、漁家レストラン、農業、小売業の選択肢区分を追加するとともに、遊漁船業を営んでいる場合の過去1年間の延べ利用者数を把握する調査項目を削除することとしております。これらにつきましては、政策ニーズに即したデータの把握等を行うものであり、おおむね適切と考えられますけれども、追加した選択肢の妥当性、あるいは調査項目の削除に伴う支障等の有無の確認など、合わせて5つの論点を整理しています。

次に、22ページのところですけれども、コの法人番号の追加についてです。今回の変更計画では、漁業経営体調査票Ⅱ(団体経営体用)など5種類の調査票において法人番号の回答欄を追加することとしております。これにつきましては、統計改革の基本方針や産業関連統計の体系的整備等に関する検討会議検討結果報告書への対応を図るものであり、適切と考えております。

事務局からの説明は以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、農林水産省から説明をお願いします。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 お答え申し上げます。審査メモで申し上げますと、20ページの論点からです。調査票でいいますと、同じ20ページの上段の部分が該当致します。回答は53ページを御覧ください。

まず論点は、この項目のデータの推移ということです。この表は、出荷先別の経営体数ですが、2列目で、構成比は7割程度と記載してありますが、漁業協同組合を経由して出荷する経営体が多いのが実態です。

続きまして、回答54ページを御覧ください。論点は、データの利活用ということです。これは流通改革を進めるための基礎データとして活用されるということです。また、6次産業化総合調査の母集団としても活用されるということです。さらに、同じページの下段を御覧ください。論点は、この選択肢の変更は適切かということです。2番にあります。生協への出荷は全体の0.1%にも満たないという状況です。したがって、小売業に統合して「小売業者・生協」という形にしたということです。それから、直接販売ですが、自ら運営する直売所もあれば、他の方が運営する直売所を借りる場合もあって、さらにインターネット販売だとか、様々な形態が出ております。消費者への直接販売は以上の3区分として把握をしたいと考えている次第です。

さらに、審査メモの21ページになります。下段の選択肢の追加の論点ということですが、調査票案で申し上げますと、審査メモ21ページの枠内の変更案の部分ということになります。回答は55ページを御覧ください。論点は、この項目のデータの推移ということです。各兼業種類とも減少していますが、勤めに比べて、自営業の減少が顕著となっている状況です。

同じページの下段を御覧ください。論点は、追加する選択肢の利活用ということです。浜の活力再生プラン、これは浜がどのように変わっていくかとする処方箋ですが、この策定であるとか、あるいは6次産業化など、浜の資源を最大限に活用する施策への活用を見込んでいるということです。

回答の56ページを御覧ください。論点は、追加する選択肢の理由です。例えば②ですが、農業を加えてくれということです。農業は漁業以外の所得確保の重要な手段です。定住につながることから、行政部局により要望があって今回追加するということです。

次に、審査メモ22ページになります。上段の調査項目の削除の論点ですが、調査票で申し上げますと、恐縮ですが、21ページに戻っていただきまして、枠内の現行の部分です。回答は57ページを御覧ください。ここでの論点は、この項目のデータ推移ということです。遊漁船業を営む経営体、年間の利用者数ともに、前回に比べて2割程度の減少ということです。また、1経営体当たりの利用者数は300人弱ということで、前回から大きな変動がないという状況です。

同じページの下段ですが、論点は、遊漁船業の利用者数を削除しても支障はないかということです。1経営体当たりの利用者数に大きな変化はなく、遊漁船業の数を把握すれば利用者数の推計が可能であることから、項目削除による支障はないと見込んでいるとこ

ろです。

農林水産省からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。それでは、そろそろ終了予定時刻の12時になりますので、もし御用がおありの方は御退席いただいて結構ですが、残りの質疑応答と、それから、最後のまとめを、12時を少し過ぎてしまい恐縮ですが、させていただきたいと思えます。

それでは、この項目につきまして、何か御質問、御意見等がありましたら、お願いしたいと思えます。

○若林審議協力者 漁業者に直接販売の項目がありますが、自営の水産物直売所、その他の水産物直売所、他の方法とあるのですが、「自営の」と言いますと、私個人的に持っている直売所なのか、漁業協同組合が自営している直売所なのかというところで混乱する可能性があります。それから、直売所という名目でインターネット上に載せて、自分が消費者に直接売っているというインターネット上の直売所もありますので、この自営の水産物直売所と他の方法も混乱する可能性があります。書く側としては、漁業者がいろいろなところに魚を売ることが非常に多くなっていますので、この自営の直売所という書き方が少し混乱するのかなと思えます。過去はこの書き方で全然問題なかったと思えますが、近年はもう漁業者が直接いろいろなところに販売していますので、消費者に直接販売まではいいのですが、この3つの括りが少し気になるところです。 以上です。

○川崎部会長 いかがでしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 若林部長、ありがとうございます。これは個人経営体の調査で、各漁家に配る調査票なので、恐らく「自営の」といったら、自らの分と御理解いただいた上で書いてもらえると思っているのですが、混乱のないように少し整理したいと思っています。ありがとうございます。

○川崎部会長 そうですね。多分、この右の枠囲みなどをもう少し工夫して、今のような疑問に答えられるようにしていただくことが大事かなと思えました。その辺りは、また引き続き御検討よろしくお願ひします。

はい、どうぞ。お願ひします。

○久保千葉県総合企画部統計課長 同じ論点ですけれども、やはり道の駅とかそういうところも、恐らく今の区分でいくと、その他の水産物直売所になるのかなと思って聞いていたのですが、その辺も誤解がないように記載していただければと思えます。道の駅も非常に数も増えてきて、影響力も大きくなってきているので、少しお考えいただければと思えます。よろしくお願ひします。

○川崎部会長 ありがとうございます。他にはいかがでしょうか。

はい、お願ひします。

○三木専門委員 少し確認ですけれども、兼業の遊漁船業の利用者数の削除ということに関してですが、現時点での漁業経営体への経済的な寄与としては、民宿よりも、多分、遊漁船業の方が兼業経営体数等から考えると高いと思えますが、そこを削って民宿を残すというのは、今の政策として、渚泊とか、そちらを重視してというような解釈でよろしいの

でしょうか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうですね。どれが重要でそうでないかということは、なかなか申し上げられないのですが、おっしゃるとおり、6次産業化もそうですし、ブルーツーリズムもそうですし、そちらを中心にということになっている。あとは、先ほども説明したとおり、遊漁船の利用者数はある程度推定できるということもあるということです。

○三木専門委員 ありがとうございます。

○川崎部会長 事業者の数が基本的に分かれば、利用者の数は、もう後は何とかなるという感じですかね。

はい、分かりました。民宿は、広報の仕方で客の数が変わったりするような要素もあるとかいうことで、こちらは残しておこうということでしょうかね。分かりました。

他にはいかがでしょうか。

どうぞ、お願いします。

○西郷委員 今回の調査に限ってということではなくて、後学のために教えていただきたい点ですけれども、農業を兼業している個人経営体が7万6,633あるということですが、もしこの方たちが農林業センサスで定義されている農業経営体の定義を満たしていた場合には、農林業センサスでも調査対象になっているという理解でよろしいですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 はい、おっしゃるとおりです。販売金額や経営耕地面積など経営の規模で定義をしていますので、そこに該当すれば調査対象となります。

○西郷委員 分かりました。そうすると、例えば、農林水産業に従事している人の数あるいは事業所の数というのを表章しようとするときには、この重複部分というのは、今は除かれて計算がされているという形ですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 農林水産業の経営体数といった場合ですか。

○西郷委員 そうですね。例えば、何々産業に従事している人ないしは事業所というのがいくつかあると、日本全国で足し算することがあるわけですよね。その場合に、この重複部分というのは今現在、その重複が除かれた形で事業所数ないしは就業者数というのは勘定されているのか、それともそういうことは気にしないで、ただ単に足されてしまっているのか。

○川崎部会長 兼業の部分を差し引いて計算できれば、合算しても問題ないことにはなるのでしょうが、その辺りはどうですかね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 第1次産業全体の経営体数という表章をしていなくて、農林業は農林業、漁業は漁業という形で出しているという状況です。

○西郷委員 分かりました。

○川崎部会長 農林業センサスと漁業センサスの単純な合算というのは、確かに重複部分をどう扱うかというのはあるのでしょうが、例えば、国勢調査で世帯員の就業状態で分類

したものだ。

○西郷委員 どちらか1つですね。

○川崎部会長 兼業世帯は別に表章されるような格好になるから、どちらかというのと、もし第1次産業従事世帯ということで表章するのであれば、そちらでトータルをコントロールする方が良いのかもしれませんが。さらに言えば、サラリーマンもやっている家もあるわけですから、そういう意味では兼業農家、兼業漁家みたいなものをどう表章するかという問題なのかと思えますけれども、その辺りは、また結果利用の面で是非御配慮いただいたらと思います。

他にはいかがでしょうか。

それでは、これにつきましては、紛れのないように調査票を作っていたきたい、また、説明していただきたいという点はありませんけれども、基本的な方向としては了解いただいたとさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、多岐にわたる議論をいろいろ丁寧にやってきました、ありがとうございました。今日予定していた議題はここまででよろしいかと思えますので、これで本日の審議は終了させていただきたいと思えます。

本日、いくつかの事項について、その都度申し上げましたけれども、農林水産省で持ち帰って御検討いただくという事項がありますので、それについては、また次回御報告いただいて審議するというにさせていただきたいと思えます。残りの論点につきましては、次回の審議ということにさせていただきたいと思えます。

それから、繰り返しのお願いになりますけれども、今回の資料配布が少し遅かったこともあって、十分に事前に意見の確認ができなかったところもあったかと思えますので、もしお気づきのことがあったら、早目に事務局に御連絡いただけたらありがたいと思っております。そのようなことも含めまして、事務局から、次回に向けての御連絡をお願いしたいと思います。

○若林審議協力者 部会長、1点、いいですか。

○川崎部会長 どうぞ。お願いします。

○若林審議協力者 時間のない中、すみません。少し確認ですが、就業者の中で外国人の人数を書く項目があります。ここは外国人実習生を捉まえているという認識でよろしいですか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 雇用契約を結んでいけば、実習生であってもカウントされるということになります。ただ、実習生も就業する前に何か月か研修期間みたいなものがあるので、その期間がたまたま11月1日にかかれば、それはカウントされないということになるのですが、いずれにせよ、もちろん外国で雇用された船員もそうですし、実習生も雇用契約を結んでいけばカウントされるということになってまいります。

○若林審議協力者 その場合、実習生が先ほど6,000人いるとおっしゃいましたけれども、地区によっては実習生がいないと漁業が成り立たない地区と漁業種類もあります。実習制度のルールは、期限が来たら母国へ帰るということになっています。ということは、調査

期間中に期限が来れば母国へ帰る子がいて、でもやはり採用しなければならないので、また1人受け入れると、重複して、1年間に2人になる可能性があるのです。本来は1年間、外国人は1人しか就業していないにもかかわらず、母国に帰るタイミングによっては2人という結果が出るようになりますが、この数が増えることに、後で利活用の段階で問題になりませんか。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 すみません、私の説明が不足していた部分があるのかもしれませんが、まさにそういう部分があって、1年間のフローで労働量を把握すると重複もあり得るのですが、調査票の設計上、この外国人というのは11月1日現在で雇用している数を把握する形になるので、今のケースですと、その時点の契約者は1人だけということになります。

○若林審議協力者 1人ですね。

○宮川農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室長 そうですね。きちんと分かるように指導しないといけないですね。ありがとうございました。

○若林審議協力者 分かりました。

○川崎部会長 今の調査票を見ながら、確かに11月1日現在の海上作業に雇った人と書いてあるから、その点は一応、表示をきちんと読んでいただける限りは紛れがない。それから、その他陸上作業の方も過去1年間の中で最も盛んな時期に雇った数となっているので、フローベースで平均している格好ではないわけです。そこら辺が調査の段階できちんと調査対象者に伝わるようにしていただくというのが重要ということでしょうか。

ただ、外国人というのは実習生も含むのですとか、その辺りのことをどれぐらい丁寧に伝えた方が良いかというのは1つあるのかもしれませんが。実習生というのは漏れやすいとか、そういう感じをお持ちでしょうか、もしかして。

○若林審議協力者 いえ、外国人といった瞬間に、浜はもう実習生という頭になろうかと思えます。

○川崎部会長 なるほど、分かりました。それでは、その点は、特に実習生というのを明記しなくても平気ということでしょうかね。

すみません、もし残っている論点とか、本日の議論の中でもう少し戻った方が良いという点がありましたら、まだ若干時間もありますので、何かありますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、そのようなことで、また次回につなげたいと思います。それでは事務局からお願いします。

○小日向総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会につきましては、年明けの1月29日月曜日の10時から、この建物の7階にあります中会議室で開催いたします。今回は、本日、調査実施者において改めて確認・整理が必要とされた事項について審議した後、残されました論点について審議したいと考えております。先ほど部会長からお話がありましたけれども、今日審議した事項について追加的にまた何か御意見等あれば、年末年始挟んで恐縮ですが、来年1月10日水曜日までに事務局まで御連絡いただきたいと思えます。

それから、本日の部会でお配りしました資料につきましては、次回も利用致しますので、忘れずにお持ちいただきますようお願い致します。ただ、委員、専門委員、審議協力者の皆様におかれましては、もし荷物になるようであれば、そのまま席上に資料を残したまま退室いただければ、事務局で保管し、次回準備させていただきます。

事務局からは以上です。

○川崎部会長 ありがとうございます。今日の議事概要の記録につきましては、後日、事務局から照会がメールで行くかと思えます。その他連絡が事務局からあるかと思えますので、そのときは御対応よろしくお願ひしたいと思えます。

それでは、以上をもちまして本日の部会を終了させていただきます。ありがとうございました。